



JFニュースレター 2020.4.3

新型コロナウイルス関連情報 NO.14

テイクアウト、デリバリーの表示について

一般社団法人日本フードサービス協会 会長 高岡慎一郎
安全安心委員会 委員長/副会長 小林 均

新型コロナウイルスの感染は収束の気配が見えず、経済活動にも大きな影響を与えています。

外食事業者も深刻な影響を受けており、東京都知事も、週末や夜間の外出の自粛を要請するとともに、外食事業者にはテイクアウトやデリバリーなどの工夫を呼び掛けています。

外食事業者が、料理や弁当のテイクアウトやデリバリーを行う場合の、食品表示法上の扱いについて相談が増えています。外食事業者が店内で調理したものを、販売(テイクアウト)または消費者に届ける(デリバリー)場合においても、店内で提供される外食メニューと同様、食品表示法に基づく食品表示基準は適用されません。

【食品表示基準 抜粋】

(適用範囲)

第一条 この府令は、食品関連事業者等が、加工食品、生鮮食品又は添加物を販売する場合について適用する。ただし、加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合には、第四十条の規定を除き、適用しない。

【食品表示基準 Q&A 抜粋】

(総則-4) 「加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合」について 具体的にはどのような場合が該当しますか。

(答) 食品表示基準第1条ただし書の「加工食品又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合」とは、具体的にはレストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者による食品の提供(例えば、飲食店で提供される状態のものを自宅へ届けてもらうなどの外食事業者による出前を含む。)を指します。なお、上記の外食事業者が、別の場所で製造・加工したものを仕入れて、飲食させる場合については表示は必要はありませんが、単に販売する場合については製造・加工した者又は販売をする者のいずれかが表示を行う必要があります。

- 表示についてのご相談は、「JFメニュー表示相談センター」にお問い合わせ願います。
協会ホームページ <http://www.jfnet.or.jp/>

※ 本ニュースレターは、情報共有を図るため、JF会員にお送りしています。

この件については、JFと食の安全・安心財団が連携して情報の収集に努めています。

お問い合わせはJF事務局：田村（03-5403-1060）、財団事務局：中村（03-5403-1064）に願います。